平成２８年（フ）第８号
北海道美唄市東２条南６丁目１番30号
債務者　池田絵梨菜（旧姓表山）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第８３号
福島県大沼郡会津美里町字高田甲2687番地
コーポ長峯１号、前住所福島県大沼郡会津美里町字高田甲2687番地　コーポ長峯２号
債務者　川島　善明
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
愛知県一宮市北方町北方字森道164番地
債務者　平田由美子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２号
岡山県美作市東青野688番地
債務者　水元　美穂
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１１号
香川県高松市川島東町500番地２　細谷マンション407
債務者　吉田　将人
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３３号
香川県善通寺市中村町458番地10、住民票上の住所香川県仲多度郡まんのう町東高篠430番地７
債務者　藤川　柾夫
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１３９号
香川県坂出市川津町3884番地１サンハイツＫ202号
債務者　千住ひとみ（旧姓兵郷）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１０６１号
千葉県船橋市習志野５丁目４番15号　第３マツキマンション205号
債務者　濵根　佳世（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９３号
千葉市中央区都町1273番地10
債務者　田中眞由美
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０１号
千葉県船橋市松が丘５丁目23番３棟503号
債務者　田中　陽介
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０２号
千葉市花見川区検見川町３丁目333番地４シャンテカネマツ弐番館201号
債務者　松岡　　大
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１５号
千葉市花見川区犢橋町678番地１　ポピーの家
債務者　藪﨑　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８２１号
北海道千歳市青葉３丁目６番25号　ポラリス207号
破産者　大野　明男
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９４号
大阪市淀川区加島３－１－13　イーストサイド加島801号
破産者　増田　敏一
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０９号
大阪市城東区今福東３丁目７番２－305号
破産者　浦　　正博
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５５号
神戸市北区ひよどり台５丁目１番地の62
破産者　國枝　二郎
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０号
岡山県苫田郡鏡野町奥津川西452番地
破産者　森田　和生
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部